

## 第4章 市役所としての取り組み

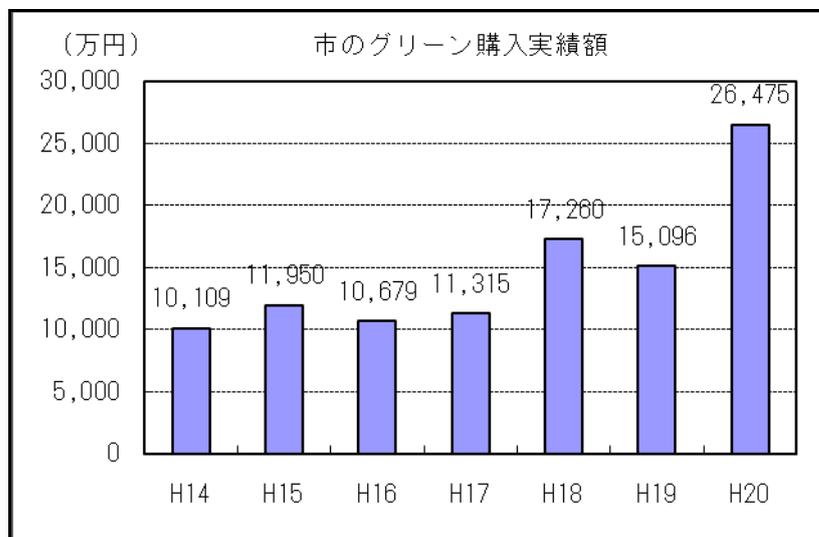
市役所は、自ら事業者としてオフィス活動や公共事業を行っています。社会全体が、循環社会の形成・地球温暖化対策など多様な観点から環境問題に取り組むことを強く求められている中で、市役所は率先して環境保全活動を進め、市民や事業者の皆さんの活動を促す責任があることから、次のような活動に取り組んでいます。

### 1. グリーン購入

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体に対してもグリーン購入の実施が義務づけられました。

市でも、平成13年4月に「小金井市グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入ガイドライン」を策定し、環境に配慮した製品の購入に努力してきました。庁内では、平成14年度から実績調査を実施し、環境に配慮した製品の購入状況を市議会に公表しています。

今後、一層グリーン購入を推進し可能なかぎり環境に配慮した製品の購入を推進していきます。（経年的な実績を報告します）。



### 2. 小金井市環境行動指針

市では、環境行動指針を平成19年3月に策定しました。この環境行動指針は環境基本計画に沿って、環境の保全・回復及び創出に資するための市民、事業者、市がそれぞれとるべき環境行動を示したものです。

市も、市民や事業者との連携を図りながら、地域の特性に応じた多様な施策を総合的に

展開し、環境に配慮したまちづくりを進めていくとともに、一事業者として、自らの業務において、環境配慮の取り組みを行う必要があります。環境配慮の取り組みを具体的に示し、行動をしていきます。

市では、各課独自の行動チェックシートを作成（節電対策、消耗品の節約対策、その他の項目）し、環境配慮の行動に取り組んでいます。

環境行動チェックリスト（各課共通用）

	項 目
節電対策	エアコンの使用時間の節電と室内温度の調整（冷房温度は28度、暖房温度は19度）
	使用しない時はパソコン等のOA機器をこまめに消す。
	コピー機など電気を消費する機器の導入にあたっては省エネタイプのものを購入する。また使用にあたっては省電力機能を活用する。
	健康増進を兼ねて体力に自信のある人は、4階までエレベーターを使わないで階段を利用する。
	昼休みの蛍光灯は消灯する。またパソコン、プリンター、コピー機も電源オフ。
	残業時の蛍光灯の点灯は、必要な範囲に止める。またパソコン、プリンター、コピー機も不急の場合は電源オフ。
	日中の明るいときはブラインドを工夫する。
	給湯室、トイレ、会議室などの照明は必要な場合のみ点灯する。
	クールビズ、ウォームビズに努める。
消耗品の節約対策	両面コピーや両面印刷を実施する。
	裏面紙は、個人情報の有無を確認し、メモ用紙等として再利用する。
	購入にあたっては、グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインを基本に、適正な必要数量を見積り、可能な限り環境に配慮された製品等を購入する。
	文書の送付に当たりなるべく封筒を使用しないようにし、使用する場合は、使用済み封筒の再利用ができるものについては利用する。
	リサイクル製品やリサイクル可能な製品を購入使用する。また、リユース（再使用）にも努める。
その他の対策	ごみの分別を徹底する。
	自動車はできるだけ使用を控え使用時はエコドライブ（アイドリングストップ、急発進、空ぶかしの抑制、タイヤ空気圧の適正化等の点検整備）を励行する。
	市外に出張する際は公共交通機関を利用する。
	市内への業務はできるだけ自転車を使用する。
	水道はむやみに流さずこまめに止める。

\*市民の方のチェックシート、事業者の方のチェックシートは資料のページに掲載しています。

第4章 市役所としての取り組み

各課からの取り組みの実践状況（全体）をパーセントで表わしました。（100％）

	項 目	パーセント
節電対策	エアコンの使用時間の節電と室内温度の調整（冷房温度は28度、暖房温度は19度）	64.4
	使用しない時はパソコン等のOA機器をこまめに消す。	52.4
	コピー機など電気を消費する機器の導入にあたっては省エネタイプのもを購入する。また使用にあたっては省電力機能を活用する。	71.9
	健康増進を兼ねて体力に自信のある人は、3階までエレベーターを使わないで階段を利用する。	75.4
	昼休みの蛍光灯は消灯する。またパソコン、プリンター、コピー機も電源オフ。	49.5
	残業時の蛍光灯の点灯は、必要な範囲に止める。またパソコン、プリンター、コピー機も不急の場合は電源オフ。	69.9
	日中の明るいときはブラインドを工夫する。	92.7
	給湯室、トイレ、会議室などの照明は必要な場合のみ点灯する。	98.2
	クールビズ、ウォームビズに努める。	97.3
消耗品の節約対策	両面コピーや両面印刷を実施する。	93.9
	裏面紙は、個人情報の有無を確認し、メモ用紙等として再利用する。	96.5
	購入にあたっては、グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインを基本に、適正な必要数量を見積り、可能な限り環境に配慮された製品等を購入する。	94.3
	文書の送付に当たりなるべく封筒を使用しないようにし、使用する場合は、使用済み封筒の再利用ができるものについては利用する。	100
	リサイクル製品やリサイクル可能な製品を購入使用する。また、リユース（再使用）にも努める。	94.4
その他の対策	ごみの分別を徹底する。	97.2
	自動車はできるだけ使用を控え使用時はエコドライブ（アイドリングストップ、急発進、空ぶかしの抑制、タイヤ空気圧の適正化等の点検整備）を励行する。	93.2
	市外に出張する際は公共交通機関を利用する。	94.7
	市内への業務はできるだけ自転車を使用する。	70.4
	水道はむやみに流さずこまめに止める。	100

各課のチェックリストの達成状況をパーセンテージで表わしました。

このチェックシートの評価は、各課の課長が行っています。

また、このチェックシートは環境マネジメントシステムのP（計画）に位置し、目的や目標を立て、行動していきます。

課名(施設名)	達成度(%)	課名(施設名)	達成度(%)	課名(施設名)	達成度(%)
企画政策課	99.5	介護福祉課	73.2	会計課	62.0
財政課	100	健康課	93.9	庶務課	90.0
広報秘書課	98.7	子育て支援課	80.0	学務課	89.3
情報システム	88.7	保育課	94.7	指導室	91.7
総務課	93.3	くりのみ保育園	89.7	第一小学校	86.1
地域安全課	83.3	小金井保育園	87.8	第二小学校	92.6
職員課	92.5	さくら保育園	94.7	第三小学校	83.9
管財課	95.0	けやき保育園	76.9	第四小学校	85.7
市民課	89.1	わかたけ保育園	80.4	東小学校	74.0
コミュニティ文化課	94.1	ピノキオ幼児園	100	前原小学校	100
はけの森美術館	82.4	児童青少年課	89.5	本町小学校	82.6
前原暫定集会施設	95.0	本町児童館	94.7	緑小学校	89.1
マロンホール	95.0	東児童館	94.7	南小学校	77.3
婦人会館	81.8	貫井南児童館	94.7	第一中学校	86.1
上之原会館	84.6	緑児童館	94.7	第二中学校	92.9
西之台会館	81.8	たまむし学童	95.5	東中学校	87.2
上水会館	83.6	あかね学童	98.1	緑中学校	85.1
経済課	86.5	ほんちょう学童	91.3	南中学校	93.8
保険年金課	100	さくらなみ学童	84.9	生涯学習課	95.4
市民税課	76.4	さわらび学童	94.1	総合体育館	54.5
資産税課	88.6	たけとんぼ学童	96.5	栗山公園健康運動センター	59.1
納税課	83.8	まえはら学童	87.5	図書館	85.7
環境政策課	68.5	みどり学童	89.1	公民館本館	68.2
ごみ対策課	64.2	みなみ学童	98.7	本町分館	77.8
中間処理場	71.4	都市計画課	85.1	貫井南分館	66.7
水道課	84.1	まちづくり推進課	71.4	東分館	82.4
梶野浄水場	85.5	道路管理課	76.4	緑分館	77.1
下水道課	75.5	建築営繕課	82.4	議会事務局	78.8
地域福祉課	71.4	交通対策課	81.3	選挙管理委員会事務局	80.7
障害福祉課	76.5	再開発課	100	監査委員事務局	87.0
障害者福祉センター	63.6	区画整理課	90.1	農業委員会事務局	90.0

### 3. 小金井市施設ごみ半減運動

市では、小金井市施設から排出されるごみを半減することを目的に、平成15年9月から、市施設ごみ半減運動を実施しています。

市役所に勤務する職員等に、ごみの発生抑制・再利用・再生利用を図るとともに、ごみ・資源の出し方を遵守し、ごみの半減運動に取り組んでいます。

取り組みは、各施設（各課）にごみ減量委員を選任し、職員等にごみの出し方等の指導を行うとともに、自ら率先してごみの減量に努めています。

また、各施設（各課）において廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告書兼計画書の提出も行っています。更なるごみ減量に取り組んでいきます。

### 4. 地球温暖化対策実行計画（市役所版）

市では、地球温暖化対策実行計画（市役所版）を平成19年3月に策定しました。

この計画は京都議定書が採択され、また、その目標を達成するための地球温暖化対策の推進に関する法律において都道府県および市町村が二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出削減に向けて定めるべき実行計画として策定をしたものです。

市では、この計画に基づき市の行うすべての事務及び事業を対象に温室効果ガス排出削減を進めていきます。（資料参照）

### 5. 小金井市環境マネジメントシステム

市では、平成20年度に小金井市環境マネジメントシステムを策定しました。

市の環境計画類に基づく環境保全・創造の取り組みを一層強化し、また、職員一人ひとりの環境意識を高めると同時に市政運営にそれを反映させるために策定しました。

小金井市環境マネジメントシステムの運用にあたり、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、小金井市環境方針を定めています。

また、小金井市環境審議会から、小金井市環境マネジメントシステムへの意見、見解をいただいていますので掲載をします。

平成21年度からは、小金井市環境マネジメントの報告を行う予定です。

## 小金井市環境方針

### 基本理念

今、地球温暖化や生物多様性の危機をはじめとする地域や国を超えた地球規模の環境問題が、大きな問題となっています。

このような問題に対応していくために、私たち一人ひとりの環境配慮が不可欠になっています。市では、自ら事務事業における環境に配慮した保全活動を率先して行い、また、市民・事業者・教育機関の環境づくりに協働して取り組み、あらゆる面での環境配慮を優先した地域づくり「小金井市環境基本計画」の実現を基本理念として推進していきます。

### 基本方針

#### 1 小金井市環境基本計画の推進管理

- (1) 市は、小金井市環境基本計画の環境像実現のため、積極的に取り組んでいきます。
- (2) 環境に関連する法令等を遵守し、環境に影響を与える主要な要因の改善に努めます。
- (3) 市民・事業者・教育機関との協働による持続可能な循環社会を実現するため取り組みます。
- (4) 小金井市環境マネジメントシステムに係る情報を市民・事業者・教育機関に向けて広報していきます。
- (5) 小金井市環境基本計画の進行管理を小金井市環境マネジメントシステムにて継続的に改善していきます。

#### 2 事務活動における環境配慮の進行管理

- (1) 小金井市環境方針を全職員及び従事者に対し、周知徹底し全職員及び従事者あがて環境マネジメントを推進します。
- (2) 全職員及び従事者が小金井市環境方針を理解するよう、継続的な教育や啓発に努め、意識の向上に努めます。
- (3) 小金井市環境マネジメントシステムが、環境負荷の低減と同時に経済性をも両立できるものとなるよう努めます。

#### 3 公共工事における環境配慮

環境に配慮した都市づくり、施設整備を促進します。

平成21年4月1日

小金井市長 稲葉 孝彦

### 小金井市環境マネジメントシステムへの環境審議会のコメント

環境マネジメントの本来の意味は、生産・流通過程に自然資源を効率的に投入し、廃棄物の回避、再利用、削減の可能性を追求し、企業間の競争に資することである。

自治体と並び企業がその対象となるべきところ、経済界の反対で自治体のみが制度上、環境マネジメントを行うことになった。

このような目的から、環境マネジメントは、①自然資源の効率的な利用（電気、水などと）廃棄物の軽減・再利用（3R）がもたらす環境への負荷の計量と同時に②マネジメントが自治体行政の運営にどの程度のコスト（経済）軽減を生んだかが同時に計量化され、示されることが望ましい。

審議会で説明された、「小金井市環境マネジメントシステム・マニュアル」は市行政内部でのマネジメント参加組織と項目が的確に示されている。

しかしマネジメントの前述の効果が計量化されず、このままでは定性的な説明にとどまることになるだろう。

眼目は地域社会を形成する市民・企業・自治体のうち、先行して自治体が市民と企業に、自らのマネジメントの効果を発信し、その方法（マニュアル）をモデルとして示すことである。

この情報発信の工夫が凝らされなくてはならない。

環境マネジメントは、その制度の主旨に照らし、自治体行政内部の試みをもって終結するものではない。地域社会を構成する市民と企業に、環境イノベーションともいふべき、その成果を伝播していただきたい。

小金井市環境審議会（会長 原 剛）

## 第5章 環境基本計画の推進に関すること

---

### 1. 推進体制

推進体制である「小金井市環境市民会議」「環境審議会」「環境基本計画推進本部」の各組織の連携を図って、計画の推進に努めています。

小金井市環境市民会議は、協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うことや市長に対し意見を述べることを主な機能としています。

環境審議会は、環境基本計画の点検評価結果について市から報告を受け、これについての評価を行った上で、市長に対して提言等を行います。（平成20年度4回開催）

環境基本計画推進本部は、環境基本計画を総合的に推進し、調整するため、庁内の各部門を横断的につなぐことを機能としています。また、小金井市環境マネジメントシステムの内部監査を行います。（平成20年度4回開催）

また、小金井市の地下水及び湧水の保全・利用に関する計画の取り組みを含めて、地下水に関する情報分析等のために、小金井市地下水保全会議を設置しています。（平成20年度3回開催）

### 2. 財源の確保

財源の確保については、家庭ごみの有料化に伴い市民が負担する廃棄物処理手数料の一部を「環境基金」に積み立てています。その他、市が管理・運営する環境に関する基金として「みどりと公園基金」があります。

### 3. 市民等の参加・協働による推進

市は、本報告書で述べてきたように、市民の参加・協働を促進するため、様々な情報提供、普及啓発を行ってのほか、環境市民会議の活動を支援しています。

### 4. 点検指標による計画の進行管理

環境基本計画では、計画の進捗状況を点検・評価するために、計画第3章の「取り組みの方向」及び第4章「重点的取り組み」に沿って、点検指標及び定量目標を定めています。

点検指標の基本的な考え方として、必要に応じて指標項目や目標を柔軟に改善していくとしており、個別の指標に基づく点検に加えて、測定できている指標数、目標値を定めている指標数についても測定し、それぞれの数の変化を評価対象としています。

※点検指標は小金井市環境基本計画にあります。

## 資料編

## 小金井市の環境の状況

## 公害苦情の発生状況

## 公害の発生源と用途地域別件数

用途地域 発生源	第1種 住居専用	第2種 住居専用	住居専用	近隣商業	商業	準工	合計
工場	1	0	0	0	0	0	1
指定作業場	1	0	0	0	1	0	2
建設作業	16	0	0	1	0	0	17
一般	102	2	0	2	1	1	108
合計	120	2	0	3	2	1	128

## 公害の種類と用途地域別件数

用途地域 現象別	第1種 住居専用	第2種 住居専用	住居専用	近隣商業	商業	準工	合計
ばい煙	7	1	0	0	0	0	8
粉じん	1	0	0	1	0	0	2
悪臭	11	0	0	2	0	0	13
騒音	32	2	0	0	2	1	37
振動	11	0	0	0	0	0	11
その他	66	0	0	0	0	0	66
合計	128	3	0	3	2	1	137

## 公害苦情件数

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
ばい煙	21	9	0	0	0	1	8
粉じん	3	3	5	07	1	4	2
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	5	7	59	52	51	56	13
汚水	0	0	0	0	0	0	0
騒音	6	7	32	34	32	34	37
振動	0	5	7	13	10	11	11
その他	0	24	1	4	0	29	66
合計	35	55	104	110	94	135	137

近年、工場、指定作業場の公害発生というものより、一般の生活公害（生活騒音等）が増えてきています。これは、法律や条例で規制するにはなじみにくいものです。日常の生

活行動や家庭に普及している家電製品、ピアノ、ステレオなどから発生する音、人の声、ペットの鳴き声など、人が日々生活することにより発生するものです。

### 特定建設作業実施届出件数

#### ① 騒音規制法に基づく作業の種類件数

種 類	件 数
さく岩機を使用する作業	61
バックホウを使用する作業	37
空気圧縮機を使用する作業	39
くい打機等を使用する作業	1
トラクターショベルを使用する作業	1
合 計	139

#### ② 振動規制法に基づく作業の種類

種 類	件 数
くい打機等を使用する作業	1
ブレーカーを使用する作業	32
舗装版破碎機を使用する作業	29
合 計	62

建設作業に伴って著しい騒音、振動を発生する作業は法律や条例で規制対象となっています。届出により規制値の特例と時間帯の設定がされます。

騒音規制法：基準値85デシベル 振動規制法：基準値75デシベル

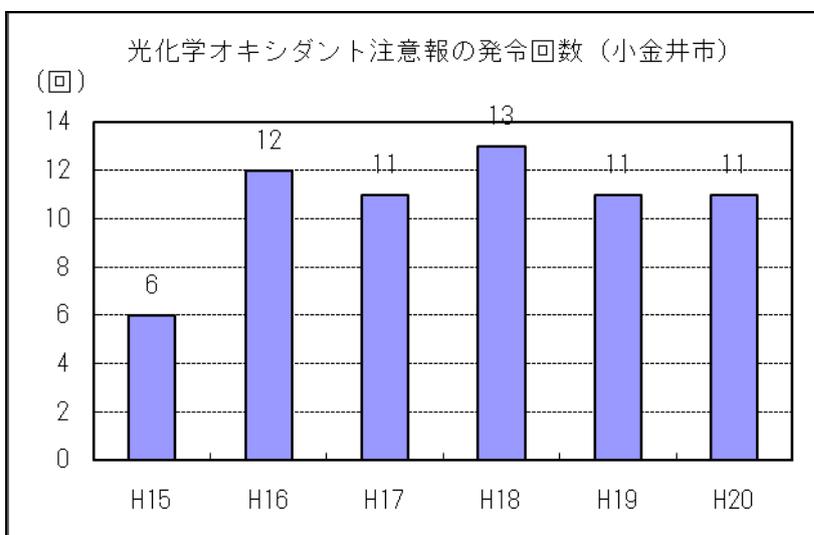
#### 騒音のめやす（東京都公害防止管理者講習テキストより）

単位：デシベル

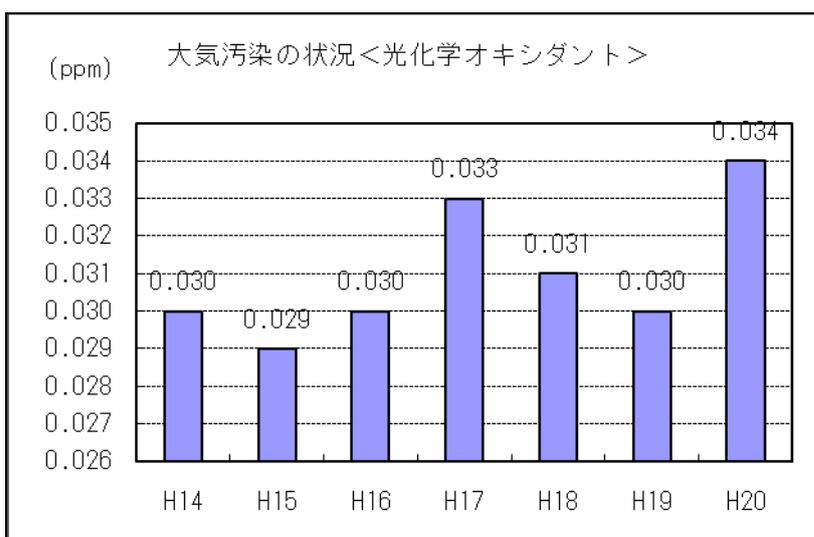
20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	
音 蛍光灯	木の葉の触れ合う ささやき声	郊外の深夜 静かな住宅地	小鳥のさえずり 深夜の街	静かな事務所 エアコン室外機	チャイム 普通の会話	騒々しい街頭 掃除機	ピアノの音 地下鉄の車内	犬の鳴き声 大声	ガード下 電車が通る	のそば ヘリコプター	飛行機の エンジンのそば

## 大気汚染の状況

### 小金井の光化学オキシダント発生状況



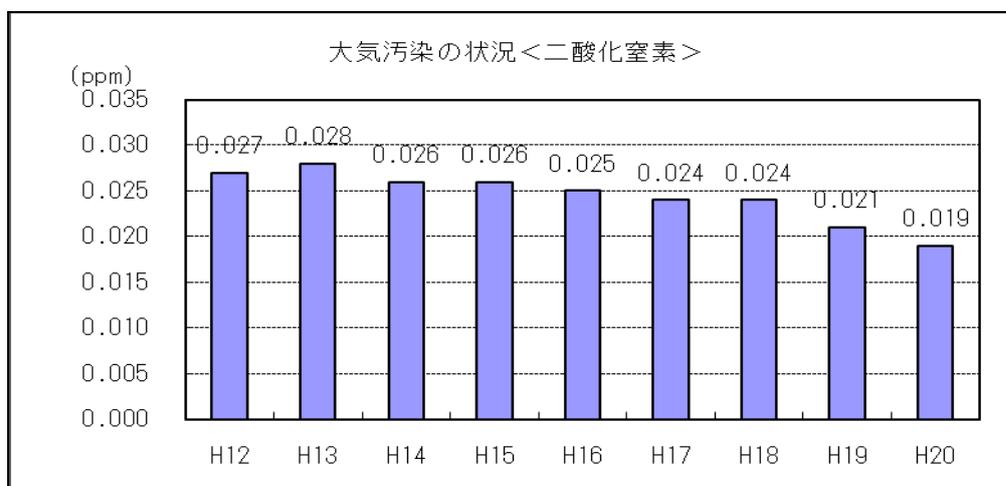
光化学オキシダントは年変動はありますが、全体的に増加傾向にあります。



光化学オキシダントは、工場・事業所から排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽光線をうけて、化学反応により二次的汚染物質を生成することにより発生します。

光化学オキシダントが高濃度になると、目や喉への刺激があり、呼吸器に影響を及ぼすおそれもあります。

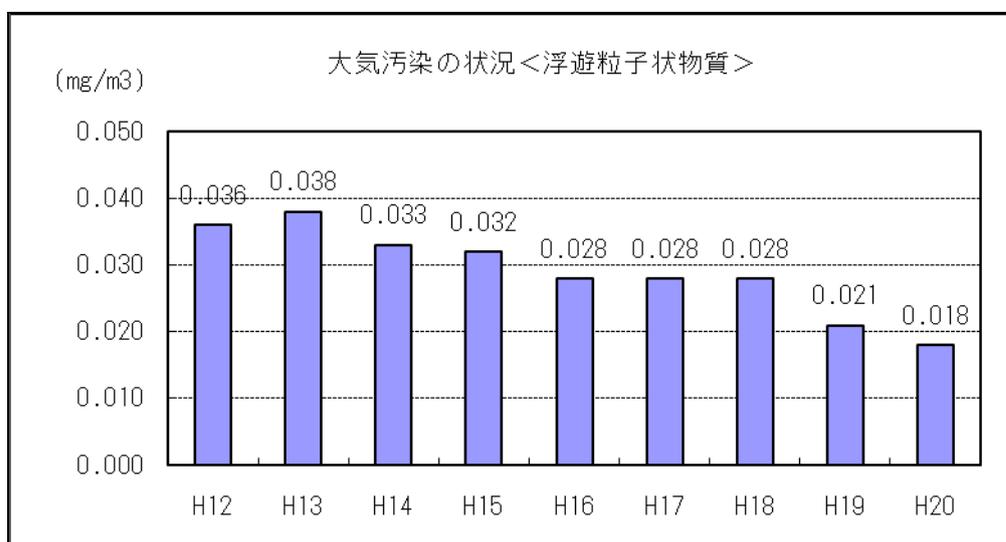
## 二酸化窒素



大気中に排出される窒素酸化物のほとんどが二酸化窒素です。赤褐色の刺激性の気体で、水に溶解しにくいという性質をもっているため、人体に吸収されると肺深部に達し肺水腫等の原因になります。

環境上の条件：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

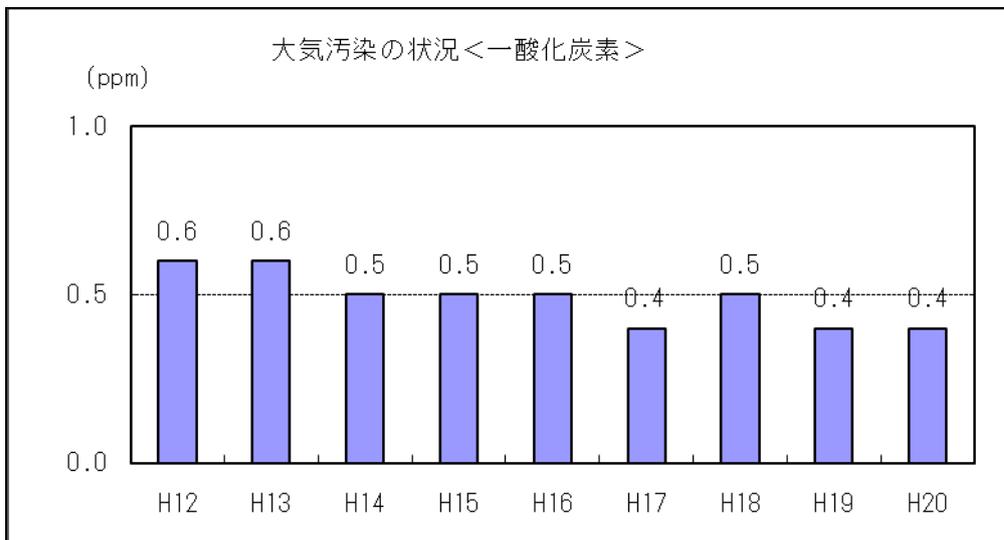
## 浮遊粒子状物質



大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されています。

環境上の条件：1時間値の1日平均値が $0.10\text{ mg/m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が、 $0.20\text{ mg/m}^3$ 以下であること。

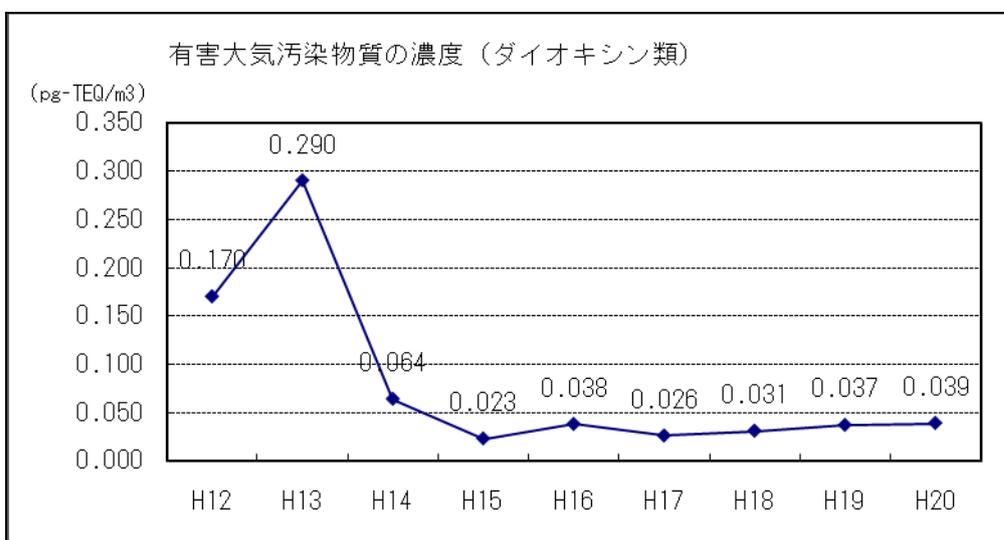
一酸化炭素



燃料の不完全燃焼により発生する無色・無臭の気体です。血液中に入ると酸素を供給する能力を妨げ、頭痛、吐き気、全身倦怠などの症状を引き起こします。

環境上の条件：1時間値の1日平均が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均が20ppm以下であること。

ダイオキシン類



市では、ダイオキシン類に係る大気環境調査を毎年実施しています。市内の環境濃度を把握する基礎資料としています。

調査項目：ポリ塩化ジベンゾ-*P*-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナの濃度を測定しています。

## 20年度の調査結果

表1 (環境基準：0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	8/19～8/20	2/4～2/5
	毒性等量 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	
① 小金井市東センター	0.024	0.055
② 小金井市保健センター	0.023	0.045
平均値	0.024	0.055
平均値	0.039	

## 二重測定

調査地点	8/19～8/20	2/4～2/5
	毒性等量 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	
小金井市保健センター	0.022	0.053

## 環境基準及び公表データとの比較 (20年度大気質調査報告書から)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境基準(人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準)が大気中 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下と定められ平成12年1月15日から適用された(平成11年環境庁告示第68号)。

今回の調査における大気中のダイオキシン類濃度を、WHO-TEF(2006)の毒性等量でみると小金井市東センターは 0.040pg-TEQ/m<sup>3</sup>で、小金井市保健センターは 0.039pg-TEQ/m<sup>3</sup>であった。また、2地点の平均値は 0.039pg-TEQ/m<sup>3</sup>で、環境基準を十分満足する値であった(表1)。

また、今年度の調査結果を東京都環境局が行った平成19年度の調査結果の都内19箇所の平均値(0.050pg-TEQ/m<sup>3</sup>)と比較しても低い値であった。

## 地域住民への環境評価

今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を 15 m<sup>3</sup>、体重を 50kg と仮定し、大気からのダイオキシン類の曝露量を、本調査結果 0.039pg-TEQ/m<sup>3</sup> を用いて計算すると 0.0117 pg-TEQ/kg/日となる。

これをダイオキシン類の「ダイオキシンの耐容一日摂取量(TDI)について」(平成11年6月「環境庁」)である 4 pg-TEQ/kg/日と比較すると 0.29%の寄与率であった。

※pg(ピコグラム) = 1兆分の1グラム

※TEQ(ティーイーキュー) = 毒性等量(Toxic Equivalent)の略で、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値。

※TEF(ティーイーエフ) = ダイオキシン類の毒性等価係数

## 道路交通騒音・振動測定結果

	騒音 (dB)						振動 (dB)			
	環境基準		要請限度		測定結果		要請限度		測定結果	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
連雀通り	70	65	70	65	63	59	65	60	47	41
五日市街道					66	63			47	44
新小金井街道			75	70	68	66			51	46
東八道路					67	63			48	43
小金井街道					67	65			70	65

平成20年度市内5か所の道路（連雀通り、五日市街道、新小金井街道、東八道路、小金井街道）で測定を行っています。

〔騒音〕 昼夜の測定で、夜間に、環境基準を超過した地点が1か所あります。

〔振動〕 要請限度を超過した地点はありませんでした。

環境基準：人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい値。

要請限度：道路管理者に対し、舗装や修繕の措置を要請する値。

## 衛生害虫等の発生相談状況

No.	種類	件数	No.	種類	件数
1	カ・ハエ	0	8	羽アリ類	2
2	ゴキブリ類	1	9	ユスリカ	0
3	ダニ類	1	10	シロアリ	6
4	毛虫類	2	11	ネズミ	224
5	ノミ類	0	12	ヤスデ	0
6	アメリカシロヒトリ	2	13	甲虫類	0
7	ハチ類	263	14	その他	41
				計	541

近年、ネズミの相談が増えています。また、その他の相談は殆んどが、ハクビシンの相談です。

ハチ類については、アシナガバチ43、スズメバチ98、ミツバチ5、クマバチ6、その他（不明）111件の相談件数があります。

\*市では、ハチの巣の駆除をするための防護服と殺虫剤の貸し出しを行っていますので、ご希望の方は環境政策課に相談してください。

また、ご自分で駆除が困難な場合は、専門業者に依頼して駆除をしていただくことをお勧めします（費用は自己負担になります）

## 野川の水質

野川の水質調査を小金井市最下流の柳橋で、6月と11月の年2回調査を行っています。

## (1) 生活環境項目

調査項目	単位	環境基準値	H20.6.5	H20.11.6
PH(水素イオン濃度)	—	6.0 以上 8.5 以下	7.4	7.4
DO (溶存酸素)	mg/ l	2 mg/ l 以上	8.7	9.6
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/ l	8mg/ l 以下	0.8	1.6
COD (化学的酸素要求量)	mg/ l	—	1.3	2.6
SS (浮遊物質)	mg/ l	100 mg/ l 以下	6	12
大腸菌群数	MPN/100ml	—	2.2×10 <sup>4</sup>	2.4×10 <sup>4</sup>
T-N (全窒素)	mg/ l	—	5.65	7.80
T-P (全りん)	mg/ l	—	0.019	0.023

PH(水素イオン濃度)	水の酸性・アルカリ性の程度を示します。PH7が中性で、7より小さいと酸性、大きいとアルカリ性です。
DO (溶存酸素)	水中に溶けている酸素のことで、水生生物や、河川・湖沼の浄化作用には不可欠です。汚濁すると、DOは有機物の分解に使われ減少し藻類が光合成を行うと増加します。DOが3mg/ l 以下になると魚などの生息が困難になります。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。川などに入る排水中の有機物の量を微生物の活動によって測定するもの。河川の有機汚濁状況を示す指標です。
COD (化学的酸素要求量)	水中の有機物を酸化剤(過マンガン酸カリウムなど)で分解する際に消費される酸素の量を示します。流れが緩やかな湖等では、有機物を分解せずに酸素を消費する植物プランクトンや、植物プランクトンをエサにする動物プランクトンがいるため、BODでは正確な有機汚濁が測れません。そこで、化学的な手法CODを有機汚濁状況の指標に用います。
SS (浮遊物質)	水中に浮遊している粒子状物質のことで、見た目のにごりの原因。汚濁した河川では排水に含まれる有機物、湖沼では藻類や巻きあがる堆積物などがおもな成分です。

## (1) 健康項目

調査項目	単位	環境基準値(D 類型)	H20.6.5	H20.11.6
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/ l	10 mg/ l 以下	5.14	7.70

## 井戸水調査 20年度平均値

市では、年4回の水質監視測定を行っています。数値は、年4回測定の平均値を表しています。

単位：mg/ l

物質名 等 調査地点	トリクロロ エチレン	テトラクロロエ チレン	トリクロロ エタン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
東町 1-41	0.0015	0.0030	0.0002	7.76
梶野町 3-12	ND	ND	ND	2.98
関野町 1-11	0.0010	0.020	0.0002	7.48
緑町 1-1	0.0020	0.0015	ND	7.18
緑町 3-13	0.0050	0.0020	0.0002	7.71
中町 1-15	0.0022	ND	ND	6.14
中町 2-15	ND	ND	ND	0.05
中町 3-14	ND	ND	ND	9.40
桜町 1-2	0.0039	0.014	ND	7.53
桜町 3-6	0.0015	0.0008	ND	7.93
貫井北町 1-7	0.0017	0.0006	ND	7.92
貫井南町 1-24	0.0008	ND	ND	8.38
貫井南町 2-1	ND	ND	ND	0.39
貫井南町 3-8	0.0009	0.0015	ND	8.17
環境基準	0.03 以下	0.01 以下	1 以下	10 以下

\* 定量下限値未滿を「ND」で表わします。

トリクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体などに用いられています。人体への影響は、頭痛、吐き気、麻酔作用をもたらす、発がん物質である可能性が高いとされています。
テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。パークレンとも呼びます。無色の液体で、抽出用溶剤・ドライクリーニング溶剤等として用いられています。人体影響は急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝機能障害が指摘され、慢性毒性として発がん性の疑いがあるとされています。

トリクロロエタン	無色の燃えにくい液体であり、洗浄力に優れているため金属部品、電気部品などの洗浄用に使われています。
----------	---

市では平成20年度に、水質、水生生物（滄浪泉園・美術の森緑地・野川公園ほたる池）の調査を行っています。

場 所	調査日	時 刻	天 候	気温 °C
滄浪泉園 貫井南町3-2	6月9日	13:30	くもり	20.7
	12月8日	13:15	はれ	10.0
美術の森緑地 (はけの森美術館) 中町1-11	6月9日	11:15	くもり	20.8
	12月8日	10:45	はれ	8.9
野川公園ほたる池 (野川公園自然観察 園内) 東町1-6	6月9日	9:50	くもり	20.8
	12月8日	9:40	はれ	7.5

上記の市内3か所を年2回測定しました。

野川公園ほたる池は都立公園で制約があり、自然観察園内の二重にある奥のフェンスを越えての測定ができなかったため、考察にあるように湧水口から距離があります。

水生生物調査の結果については、初年度ということで、比較できませんが、良い結果ではなかったのでしょうか。今後も引き続き調査測定し経年変化を追っていきます。

報告書の調査結果を掲載します。(平成20年度湧水調査報告書から)

#### 水質調査

いずれの調査地点についても、6月、12月ともに調査日または調査前数日に大きな降雨等は無く、比較的安定した試料採取、流量測定を行うことができた。

水温については、滄浪泉園は6月(16.5°C)、12月(16.3°C)、はけの森美術館は6月(17.4°C)、12月(15.2°C)、野川公園ほたる池は6月(18.2°C)、12月(13.3°C)であった。地下水の水温は、気温に比べ、年間を通して安定した値となることが多いが、野川公園ほたる池は6月と12月で5°C近い差がある。本地点は湧水口から採取地点までの距離が長いので、外気温の影響を受けたと思われる。

外観、臭気はいずれも無色透明、無臭で特に異常はみられなかった。

流量については、各地点複数の湧水口があるため、合計した水量となる。滄浪泉園は6月(188L/min)→12月(257L/min)に増加、美術の森緑地は6月(209L/min)→12月(30.1L/min)に大きく減少、野川公園ほたる池は6月(496L/min)→12月(364L/min)に減少した。特に一貫した傾向等はみられなかった。

pH値については、野川公園ほたる池は6月(7.1)、12月(6.8)とほぼ中性であったが、滄

浪泉園 6 月 (6.2)、12 月 (6.2)、美術の森緑地 6 月 (5.9)、12 月 (6.2) はともに若干酸性の値である。この 2 地点は硝酸性窒素の値がやや高く、そのことが原因の一つとして考えられる。

電気伝導率については、滄浪泉園が 6 月 (18.3mS/m)、12 月 (21.0mS/m)、美術の森緑地が 6 月 (21.0mS/m)、12 月 (20.2mS/m)、野川公園ほたる池が 6 月 (16.7mS/m)、12 月 (19.1mS/m) であった。それぞれ、都内の湧水としてはやや低い値である。

硝酸性窒素については、滄浪泉園が 6 月 (4.21mg/l)、12 月 (6.94mg/l)、美術の森緑地が 6 月 (7.97mg/l)、12 月 (7.87mg/l)、野川公園ほたる池が 6 月 (3.62mg/l)、12 月 (5.49mg/l) であった。すべて環境基準を満たしているが、はけの森美術館はやや高い値である。市内には比較的多くの農地があり、窒素肥料等の窒素が地下に浸透したものが酸化し、硝酸性窒素となっている可能性がある。

トリクロロエチレンについては、滄浪泉園の 6 月 (0.0012mg/l)、12 月 (0.0005mg/l)、野川公園ほたる池の 6 月 (0.0014mg/l)、テトラクロロエチレンについては、滄浪泉園の 6 月 (0.0004mg/l)、12 月 (0.0003mg/l)、美術の森緑地の 6 月 (0.0003mg/l) で値を検出した。トリクロロエチレンはテトラクロロエチレンの分解生成物である。天然には存在しない物質であり、環境基準を下回る微量な値ではあるが、存在が確認された。

水生生物調査において、底生生物ではゲンジボタル(はけの森美術館、野川公園ほたる池)、付着藻類ではタンスイベニマダラ(全地点)が確認された。ともに清流でしか生育できない種であり、どの地点も比較的良好な水質であると思われる。

#### 水生生物調査

##### (1)底生生物

滄浪泉園では 6 月 (16 種、69 個体/0.25 m<sup>2</sup>、2.59 g/0.25 m<sup>2</sup>)、12 月 (16 種、170 個体/0.25 m<sup>2</sup>)、美術の森緑地では 6 月 (12 種、60 個体/0.25 m<sup>2</sup>、0.16g/0.25 m<sup>2</sup>)、12 月 (15 種、376 個体/0.25 m<sup>2</sup>、2.04g/0.25 m<sup>2</sup>)、野川公園ほたる池では 6 月(22 種、87 個体/0.25 m<sup>2</sup>、0.25g/0.25 m<sup>2</sup>)、12 月 (28 種、207 個体/0.25 m<sup>2</sup>、2.04g/0.25 m<sup>2</sup>) が確認された。

出現個体数が多い種は、滄浪泉園ではオヨギミミズ科、ヌマエビ科カワリヌマエビ属、サンカクアタマウズムシ科ナミウズムシ、ミズムシ科ミズムシ、ユスリカ科ハモンユスリカ属等、美術の森緑地ではミズムシ科ミズムシ、マメシジミ科マメシジミ属、オニヤンマ科オニヤンマ等、野川公園ほたる池ではユスリカ科カワリユスリカ属、ブユ科アシマダラブユ属、モンカゲロウ科フタスジモンカゲロウ、オナシカワゲラ科オナシカワゲラ属、カワトビケラ科ツガコタニカワトビケラ、ミズムシ科ミズムシ、ヒラタドロムシ科ヒメマルヒラタドロムシ等であった。

確認された種は概ね普通に見られる種であるが、カワリヌマエビ属として同定した種はペットまたは餌として入ってきたミナミヌマエビの 1 種である可能性が高いため、属どまりとした。

滄浪泉園では、小石や水草などがある水路から池周辺で調査したため、エビ類やミミズ類が多く確認された。また、池内等水が滞留している箇所ではユスリカ科やアメリカザリガニ

等が確認された。

美術の森緑地は、ササ等の落葉が堆積した水量はあまり無い水路で、確認種は最も少なかった。汚濁に強いミズムシやマメシジミ属が多く確認された。6月調査において、調査箇所周辺ではあったが、サワガニ、カワニナが確認された。12月調査において、オニヤンマが38個体、また1個体ではあるがゲンジボタルとその餌となるカワニナが確認されたことは特筆すべきことである。

野川公園ほたる池は、管理された狭い水路内であったが、確認種類数は28種と最も多く、溪流等によく見られるシロハラコカゲロウ、シロタニガワカゲロウ、オナシカワゲラ属なども確認された。12月調査においては、ゲンジボタルが1個体確認された。

貴重種としては、ゲンジボタルがあげられる。ゲンジボタルは「東京都の保護上重要な野生物種（1998年版）」において、区部では「Aランク：絶滅の危機が増大している種」、多摩北部、多摩南部では「Bランク：絶滅の危機が増大している種」、多摩西部では「Cランク：生息環境の変化によりAランクやBランクへの移行が危惧される種」に選定されている。ゲンジボタルが生息するためには、卵を産むことができる水際の湿った苔、幼虫が住める水環境、蛹になるための土壌環境、成虫が生息できる陸上環境と、水と土壌と陸上の各環境において、それぞれの必要条件がすべて満たされる必要があり、生息が確認された2地域においては今後も現状の生息環境を保全していく必要があると考えられる。

なお、オニヤンマは、区部では「Bランク：絶滅の危機が増大している種」に選定されているが、多摩北部、多摩南部、多摩西部では「比較的普通に見られる種」となっている。

## (2)付着藻類

滄浪泉園では6月（18種、14,284,800cells/100㎤ 沈殿量 3.3ml/100㎤、12月（6種、12,326,400cells/100㎤ 沈殿量 1.1ml/100㎤）、美術の森緑地では、6月（12種、669,600cells/100㎤ 沈殿量 1.5ml/100㎤、12月（7種、2,246,400cells/100㎤ 沈殿量 0.1ml/100㎤）、野川公園ほたる池では、6月（20種、3,312,000cells/100㎤ 沈殿量 2.5ml/100㎤、12月（4種、9,081,600cells/100㎤ 沈殿量 0.1ml/100㎤）が確認された。

6月調査では、種類数は野川公園ほたる池が、細胞数は滄浪泉園が多かった。12月調査では、種類数は野川公園ほたる池がやや少なく、細胞数は美術の森緑地が少なかった。いずれの地点も日当たりはあまり無く、暗い環境で、藻類が繁茂している石はなかった。特に、美術の森緑地は落葉等もあり、石の存在も少なかった。12月調査の細胞数は6月調査と比べ、同程度もしくは多くなっているが、種類数及び沈殿量は6月調査に比べ、大幅に少なくなっている。これは主に水温の低下によるものと考えられる。

確認された種は、概ね普通に見られる種だが、各地点でタンスイベニマダラが確認された。タンスイベニマダラは、紅藻綱ベニマダラ目ベニマダラ科に属する平滑な淡水産藻類であり、湧水や水質の良い水路、河川等で、水中の岩石上にへばりつくように生育する。環境省レッ

ドリストで「準絶滅危惧」に選定されている。

#### 魚の住める水質

野川の水質の項目でBODを調査しています。一般に、魚の住むことができる河川のBODは、5ppm以下といわれています。

もし仮に、私たちが普段食べている物を、河川等に流してしまったら、それをどれだけの水で希釈しないとイケないのか、食べ物で表わしてみました。

汚れぐあい		魚がすめる水質にするために必要な水の量は（お風呂 300ℓ）
もしこれを捨てたら	その汚れはBOD (mg/ℓ)	
おでんのしる（500ml）	74,000	25 杯分必要になります
牛乳（200ml）	78,000	10 杯分必要になります
味噌汁（200ml）	35,000	4.7 杯分必要になります
ラーメンのしる（200ml）	25,000	3.3 杯分必要になります
日本酒（20ml）	200,000	2.7 杯分必要になります

## 20年度窒素酸化物（二酸化窒素）測定結果「住宅地域」

単位：ppm

地点番号	調査地点										冬季平均
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
住-01	総合体育館	0.018	0.024	0.022	0.018	0.022	0.020	0.013	0.018	0.020	0.019
住-02	桜町2-7	0.018	0.025	0.024	0.020	0.025	0.022	0.014	0.021	0.024	0.021
住-03	桜町1-9	0.018	0.026	0.025	0.020	0.026	0.022	0.015	0.021	0.020	0.021
住-04	浴恩館	0.017	0.022	0.022	0.019	0.024	0.019	0.014	0.020	0.022	0.020
住-05	貫井北町5-30	0.018	0.023	0.022	0.020	0.025	0.028	0.013	0.024	0.022	0.022
住-06	本町3-1	0.017	0.025	0.024	0.019	0.024	欠測	0.015	0.022	0.022	0.021
住-07	市立緑小学校	0.016	0.024	0.023	0.019	0.024	0.020	0.014	0.019	0.021	0.020
住-08	梶野町4-19	0.018	0.023	0.024	0.019	0.026	0.023	0.013	0.020	0.021	0.021
住-09	梶野会館	0.017	0.027	0.023	0.019	0.025	0.021	0.013	0.020	0.021	0.021
住-10	貫井北町5-8	0.020	0.026	0.025	0.023	0.025	0.025	0.013	0.020	0.022	0.022
住-11	市立本町小学校	0.018	0.024	0.024	0.020	0.025	0.023	0.014	0.020	0.022	0.021
住-12	緑町5-19	0.022	0.028	0.027	0.022	0.029	0.027	0.016	0.027	0.024	0.025
住-13	緑町1-5	0.023	0.023	0.025	0.020	0.025	0.022	0.014	0.021	0.022	0.022
住-14	梶野町1-4	0.018	0.023	0.023	0.018	0.025	0.021	0.013	0.020	0.021	0.020
住-15	貫井南町3-8	0.019	0.025	0.021	0.021	0.025	0.017	0.014	0.021	0.021	0.020
住-16	小金井市庁舎	0.027	0.030	0.028	0.022	0.030	0.028	0.015	0.025	0.025	0.026
住-17	中町3-22	0.019	0.024	0.024	0.018	0.027	0.024	0.014	0.020	0.023	0.021
住-18	中町2-16	0.020	0.023	0.025	0.018	0.024	0.025	0.013	0.020	0.021	0.021
住-19	市立東小学校	0.021	0.026	0.025	0.019	0.026	0.022	0.014	0.021	0.021	0.022
住-20	東町2-23	0.019	0.024	0.025	0.020	0.027	0.023	0.015	0.021	0.023	0.022
住-21	貫井南町5-14	0.021	0.025	0.026	0.019	0.026	0.026	0.013	0.021	0.022	0.022
住-22	貫井南センター	0.020	0.025	0.025	0.019	0.024	0.024	0.014	0.021	0.023	0.022
住-23	市立前原小学校	0.021	0.023	0.025	0.020	0.022	0.024	0.016	0.021	0.023	0.022
住-24	中町1-10	0.024	0.024	0.025	0.021	0.024	0.029	0.014	0.020	0.023	0.023
住-25	貫井南町5-4	0.020	0.026	0.025	0.019	0.026	欠測	0.014	0.021	0.022	0.022
住-26	市立南小学校	0.017	0.021	0.024	0.019	0.024	0.023	0.014	0.020	0.021	0.020
住-27	都立武蔵野公園	0.017	0.022	0.021	0.019	0.021	0.021	0.013	0.018	0.021	0.019
住-28	東町1-11	0.021	0.025	0.024	0.019	0.023	0.022	0.015	0.020	0.021	0.021
住-29	東町1-22	0.018	0.025	0.023	0.020	0.025	0.022	0.013	0.020	0.021	0.021
住-30	前原町4-4	0.019	0.024	0.025	0.021	0.023	0.026	0.014	0.020	0.021	0.021
住-31	本町5-23	0.018	0.025	0.025	0.024	0.025	0.023	0.013	欠測	0.023	0.022
常監局*3	本町6-6-3	—	—	—	—	—	—	—	—	0.029	—
住宅地域平均値		0.019	0.025	0.024	0.020	0.025	0.023	0.014	0.021	0.022	0.021
住宅地域最大値		0.027	0.030	0.028	0.024	0.030	0.029	0.016	0.027	0.025	0.026
住宅地域最小値		0.016	0.021	0.021	0.018	0.021	0.017	0.013	0.018	0.020	0.019
環境基準		0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	

凡例	
	: 最大値
	: 最小値

## 20年度窒素酸化物（二酸化窒素）測定結果「交差点・沿道地域」

単位：ppm

地点番号	調査地点										冬季平均
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
道-01	茜屋橋交差点	0.031	0.037	0.034	0.029	0.034	0.033	0.022	0.031	0.031	0.031
道-02	小金井橋交差点	0.030	0.041	0.038	欠 測	0.038	0.032	0.025	0.035	0.033	0.034
道-03	関野橋交差点	0.025	0.032	0.020	0.025	0.030	0.026	0.018	0.028	0.028	0.026
道-04	学芸大角交差点	0.027	0.039	0.033	0.034	0.035	0.037	0.029	0.034	0.037	0.034
道-05	稲穂神社前交差点	0.023	0.027	0.024	0.023	0.033	0.027	0.017	欠 測	0.027	0.025
道-06	本町二丁目交差点	0.029	0.037	0.030	0.030	0.033	0.034	0.022	0.028	0.029	0.030
道-07	貫井北町5-26	0.018	0.034	0.030	0.030	0.029	0.027	0.015	0.025	0.025	0.026
道-08	貫井北町4-1	0.020	0.043	0.034	0.034	0.035	0.034	0.026	0.027	0.035	0.032
道-10	小金井三小角交差点	0.024	0.035	0.033	0.025	0.030	0.026	0.019	0.026	0.027	0.027
道-11	貫井トンネル南交差点	0.031	0.040	0.045	0.029	0.036	0.036	0.029	0.032	0.032	0.034
道-12	前原坂上交差点	0.040	0.036	0.040	0.032	0.038	欠 測	0.023	0.032	0.032	0.034
道-13	中町2-22	0.021	0.027	欠 測	0.022	0.027	0.024	0.016	0.022	0.025	0.023
道-14	前原坂下交差点	0.026	0.031	0.032	0.028	0.031	0.033	0.019	0.027	0.028	0.028
道-15	中町1-14	0.021	0.032	0.027	0.026	0.029	0.026	0.018	0.023	0.025	0.025
道-16	東町四丁目西交差点	0.025	0.031	0.030	0.024	0.034	0.031	0.017	0.023	0.026	0.027
道-17	東町1-44	0.022	0.033	0.029	0.025	0.031	0.026	0.017	0.023	0.027	0.026
道-18	南中西交差点	0.030	0.041	0.029	0.034	0.037	欠 測	0.029	0.033	0.035	0.034
道-19	前原交番前交差点	0.026	0.035	0.035	0.029	0.032	0.034	0.020	0.028	0.030	0.030
道-20	前原一丁目交差点	0.025	0.035	0.029	0.031	0.034	0.039	0.024	0.027	0.030	0.030
交差点・沿道平均値		0.026	0.035	0.032	0.028	0.033	0.031	0.021	0.028	0.030	0.029
交差点・沿道最大値		0.040	0.043	0.045	0.034	0.038	0.039	0.029	0.035	0.037	0.034
交差点・沿道最小値		0.018	0.027	0.020	0.022	0.027	0.024	0.015	0.022	0.025	0.023
環境基準		0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	

凡例

■ : 最大値  
 ■ : 最小値

市では、平成20年度に、大気質調査で、窒素酸化物と浮遊粒子物質の調査を行っています。報告書の調査結果を掲載します。（平成20年度大気調査報告書より）

平成20年度測定結果

二酸化窒素の測定結果を示した。また、得られた測定結果を基に、今年度の最大値、最小値、平均値を表にまとめた。

全ての調査地点において、環境基準値\*1を下回っていた。

住宅地域については、最大値が「小金井市庁舎」の0.025ppm、最小値が「総合体育館」および「桜町1-9」の0.020ppmであった。また、住宅地域31地点の平均値は0.022ppmであった。

交差点・沿道地域については、最大値が「学芸大角交差点」の0.037ppm、最小値が「貫

井北町 5-26]、「中町 2-22」および「中町 1-14」の 0.025ppm であった。また、交差点・沿道地域 19 地点の平均値は 0.030ppm であった。

#### 二酸化窒素の測定結果

単位：ppm

	最大値	最小値	平均値
住宅地域	0.025	0.020	0.022
交差点・沿道地域	0.037	0.025	0.030

\*1 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。

#### 窒素酸化物について

窒素の酸化物の総称であるが、大気汚染としては一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)が主であり、通称ノックス(NO<sub>x</sub>)と呼ばれる。

主に燃焼により発生し、自動車排気ガス、工場や事業場等が主な発生源である。燃焼により空気中の窒素と酸素が反応して生成する場合と燃料由来の窒素化合物から生成する場合がある。自然界においても雷や土壤中の微生物によって生成される。

人間活動に伴って発生する窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。

二酸化窒素は細胞内で強い酸化作用を示して細胞を傷害するので、粘膜の刺激、気管支炎、肺水腫などの原因となる。健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。

窒素酸化物は、非メタン炭化水素(NMHC)との相互作用により光化学スモッグの原因となり、また水に溶けると硝酸や亜硝酸となるため酸性雨の原因にもなっている。

## 浮遊粒子状物質測定結果

調査期間：平成21年2月3日（火）～2月5日（木）

調査地点：小金井駅北口交番

単位：mg/m<sup>3</sup>

日時	2月3日(火)	2月4日(水)	2月5日(木)	最小値	最大値	平均値	測定数	標準偏差
0:00～1:00	0.018	0.006	0.038	0.006	0.038	0.021	3	0.016
1:00～2:00	0.036	0.008	0.055	0.008	0.055	0.033	3	0.024
2:00～3:00	0.019	0.011	0.043	0.011	0.043	0.024	3	0.017
3:00～4:00	0.046	0.027	0.062	0.027	0.062	0.045	3	0.018
4:00～5:00	0.041	0.045	0.048	0.041	0.048	0.045	3	0.004
5:00～6:00	0.022	0.040	0.038	0.022	0.040	0.033	3	0.010
6:00～7:00	0.036	0.048	0.059	0.036	0.059	0.048	3	0.012
7:00～8:00	0.010	0.040	0.041	0.010	0.041	0.030	3	0.018
8:00～9:00	0.018	0.038	0.029	0.018	0.038	0.028	3	0.010
9:00～10:00	0.024	0.045	0.051	0.024	0.051	0.040	3	0.014
10:00～11:00	0.026	0.033	0.048	0.026	0.048	0.036	3	0.011
11:00～12:00	0.011	0.033	0.048	0.011	0.048	0.031	3	0.019
12:00～13:00	0.002	0.041	0.057	0.002	0.057	0.033	3	0.028
13:00～14:00	0.013	0.027	0.053	0.013	0.053	0.031	3	0.020
14:00～15:00	0.053	0.041	0.053	0.041	0.053	0.049	3	0.007
15:00～16:00	0.044	0.027	0.081	0.027	0.081	0.051	3	0.028
16:00～17:00	0.052	0.022	0.078	0.022	0.078	0.051	3	0.028
17:00～18:00	0.035	0.024	0.073	0.024	0.073	0.044	3	0.026
18:00～19:00	0.014	0.049	0.089	0.014	0.089	0.051	3	0.038
19:00～20:00	0.005	0.059	0.086	0.005	0.086	0.050	3	0.041
20:00～21:00	0.008	0.048	0.072	0.008	0.072	0.043	3	0.032
21:00～22:00	0.006	0.048	0.056	0.006	0.056	0.037	3	0.027
22:00～23:00	0.008	0.054	0.097	0.008	0.097	0.053	3	0.045
23:00～0:00	0.011	0.027	0.063	0.011	0.063	0.034	3	0.027
最小値	0.002	0.006	0.029	0.002				
最大値	0.053	0.059	0.097		0.097			
平均値	0.023	0.035	0.059			0.039		
測定数	24	24	24				72	
標準偏差	0.016	0.014	0.018					0.022

## 浮遊粒子状物質測定結果

調査期間：平成21年2月3日（火）～2月5日（木）

調査地点：新小金井交番

単位：mg/m<sup>3</sup>

日時	2月3日(火)	2月4日(水)	2月5日(木)	最小値	最大値	平均値	測定数	標準偏差
0:00～1:00	0.021	0.003	0.030	0.003	0.030	0.018	3	0.014
1:00～2:00	0.026	0.002	0.041	0.002	0.041	0.023	3	0.020
2:00～3:00	0.024	0.004	0.043	0.004	0.043	0.024	3	0.020
3:00～4:00	0.019	0.008	0.043	0.008	0.043	0.023	3	0.018
4:00～5:00	0.030	0.015	0.044	0.015	0.044	0.030	3	0.015
5:00～6:00	0.032	0.032	0.044	0.032	0.044	0.036	3	0.007
6:00～7:00	0.027	0.033	0.052	0.027	0.052	0.037	3	0.013
7:00～8:00	0.039	0.020	0.039	0.020	0.039	0.033	3	0.011
8:00～9:00	0.031	0.022	0.038	0.022	0.038	0.030	3	0.008
9:00～10:00	0.026	0.013	0.051	0.013	0.051	0.030	3	0.019
10:00～11:00	0.018	0.024	0.056	0.018	0.056	0.033	3	0.020
11:00～12:00	0.022	0.036	0.060	0.022	0.060	0.039	3	0.019
12:00～13:00	0.015	0.031	0.058	0.015	0.058	0.035	3	0.022
13:00～14:00	0.025	0.028	0.053	0.025	0.053	0.035	3	0.015
14:00～15:00	0.028	0.040	0.067	0.028	0.067	0.045	3	0.020
15:00～16:00	0.015	0.029	0.057	0.015	0.057	0.034	3	0.021
16:00～17:00	0.027	0.032	0.069	0.027	0.069	0.043	3	0.023
17:00～18:00	0.023	0.030	0.072	0.023	0.072	0.042	3	0.027
18:00～19:00	0.010	0.028	0.066	0.010	0.066	0.035	3	0.029
19:00～20:00	0.003	0.032	0.057	0.003	0.057	0.031	3	0.027
20:00～21:00	0.001	0.039	0.071	0.001	0.071	0.037	3	0.035
21:00～22:00	0.001	0.033	0.060	0.001	0.060	0.031	3	0.030
22:00～23:00	0.003	0.031	0.068	0.003	0.068	0.034	3	0.033
23:00～0:00	0.001	0.038	0.072	0.001	0.072	0.037	3	0.036
最小値	0.001	0.002	0.030	0.001				
最大値	0.039	0.040	0.072		0.072			
平均値	0.019	0.025	0.055			0.033		
測定数	24	24	24				72	
標準偏差	0.011	0.012	0.012					0.019

## 平成20年度測定結果

浮遊粒子状物質の測定結果を示した。また、得られた測定結果を基に、調査期間の平均値と最大値を表にまとめた。

両地点において、3日間とも環境基準値\*2を下回っていた。

調査期間中の1日ごとの平均値、3日間平均値、1時間値の最大値において、新小金井交番より小金井駅北口交番の濃度が高い結果となった。

## 浮遊粒子状物質の測定結果

単位：mg/m<sup>3</sup>

調査地点名	2月3日 (火)	2月4日 (水)	2月5日 (木)	3日間 平均値	1時間値の 最大値
小金井駅北口交番	0.023	0.035	0.059	0.039	0.097
新小金井交番	0.019	0.025	0.055	0.033	0.072

\*2 1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であること、かつ1時間値の最大値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

## 浮遊粒子状物質について

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 10 μm 以下のものを指す。Suspended Particulate Matter の頭文字から SPM と略される。

発生源としては自動車排気ガス、特にディーゼル自動車から比較的多く排出され、他に工場や事業場からも排出される。人間活動に伴って発生するもののほか、自然界からも海塩や土壌の飛散、火山、森林火災などによって発生する。また、大気中でガス状物質が反応して粒子化することによって発生する二次生成粒子がある。

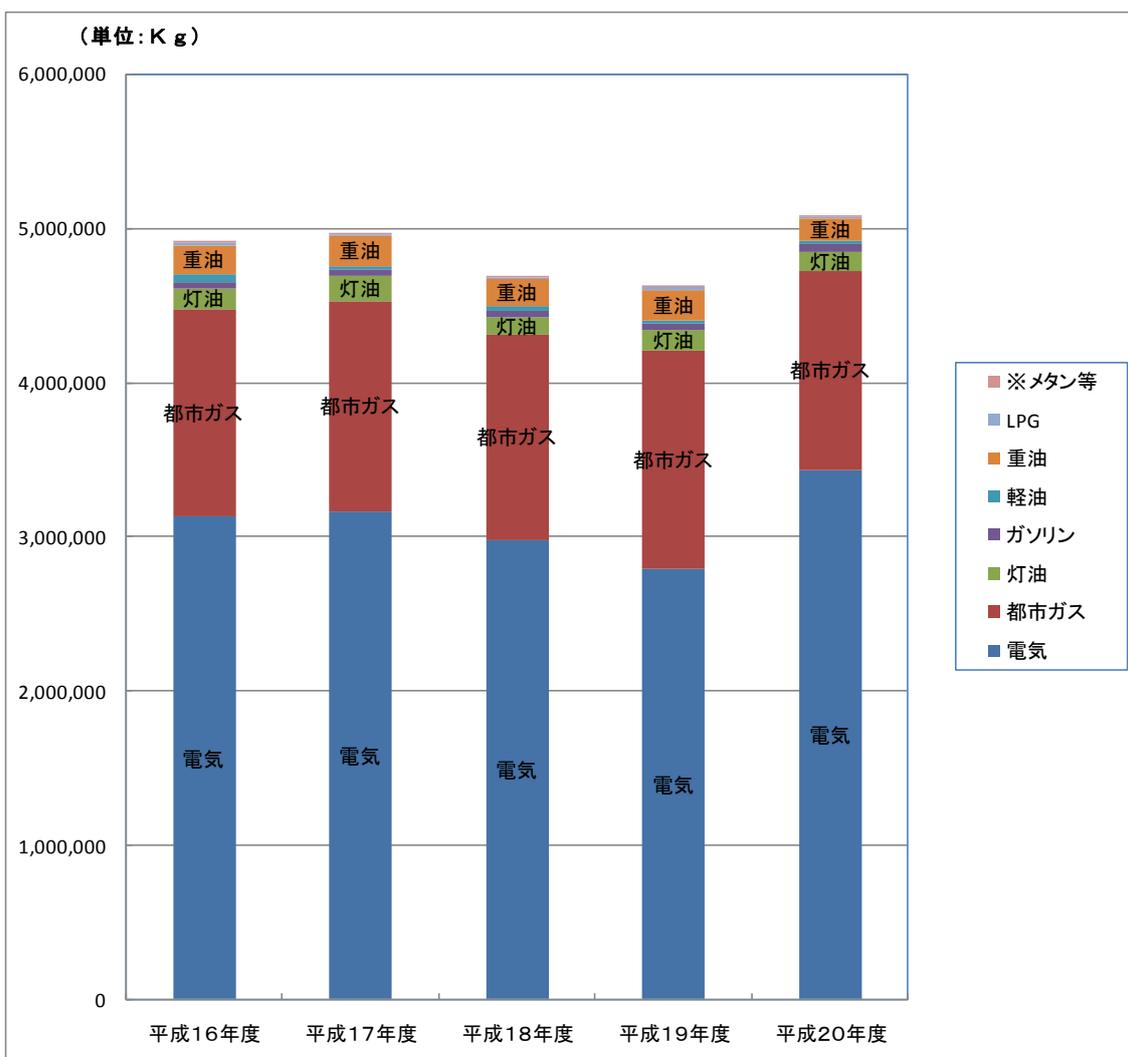
粒径により呼吸器系の各部位へ沈着して呼吸器疾患の原因となるなど、人の健康に影響を及ぼす。10 μm を超える粒子は上気道領域で捕捉されるが、10 μm 以下の粒子は下気道領域まで侵入、沈着しやすく、2.5 μm 以下のものは肺胞領域にまで侵入しやすいとされている。粒子の成分によって人体への様々な健康影響が懸念されている

## 市庁舎等全ての公共施設（自動車含む）における温室効果ガス排出量

(単位：k g)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
電 気	3,128,150	3,162,354	2,982,588	2,792,594	3,437,112
都 市 ガ ス	1,346,569	1,366,271	1,328,679	1,409,495	1,287,624
灯 油	136,064	158,150	109,109	136,516	119,702
ガ ソ リ ン	40,073	47,444	47,052	42,844	51,780
軽 油	47,120	24,448	26,231	19,628	19,626
重 油	192,410	186,990	176,150	197,830	143,630
LPG	13,900	13,330	13,014	17,424	14,646
※メタン等	3,575	6,139	2,603	2,535	2,659
計	4,907,861	4,965,126	4,685,426	4,618,866	5,076,779

※メタン等とは、二酸化炭素以外の温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを指す。



市では、平成19年3月に地球温暖化対策実行計画（市役所版）を策定しています。地球温暖化対策の推進に関する法律において地方公共団体の責務を定め、実行計画の策定、公表を義務付けています。

市の進捗状況は、基準年度を平成16年度と定め、平成22年度までに市施設から排出する温室効果ガスを6.3%削減することを目標値としています。

現在の進捗状況：基準年度	平成16年度	排出量4,907,861kg
	平成20年度	排出量5,076,779kg 3.4%増加
目標値	平成22年度	排出量4,597,121kg 6.3%削減

#### 雨水貯留施設設置費補助金制度

市では、平成18年度から、一般住宅の雨水を一時ためて打ち水、庭木の水やり、洗車などを使うための雨水貯留施設（雨水タンク）に補助金を出し、水道水の節水と雨水の有効利用を促進させています。

#### 年度別補助件数

年 度	補助件数	交付実績額
平成18年度	9件	194,230円
平成19年度	6件	81,310円
平成20年度	13件	216,570円

#### グリーン購入について

市役所内での20年度のグリーン購入状況率（別紙参照）

##### 1 市全体

昨年度比で13.8ポイントの上積みを得て、50%をようやく超えた50.1%に上昇しました。

報告されたグリーン購入額及び全購入額それぞれ億単位での数字増で、この間の実績報告の成果が徐々に表われているように感じています。

##### 2 分類別

12分類別では、文書保存箱が100%で推移しています。自動車は前年度100%でしたが、注)1台該当してない車両を購入したため、100%を切ってしまいました。

紙類については、用紙・納入印刷の高い数値を見ることにより、意識が高いことがわかります。

機器類・照明・制服・作業着は分母、分子とも増額してますが、グリーン購入額が低くパーセンテージを下げています。

この間、照明については省エネタイプの蛍光灯を使用するだけでなく、電球を電球型蛍光灯に変える等の努力をしています。単価は高いのですが、省エネだけでなく、寿命

が長いのでメンテナンスが楽になるという利点もありますので、引き続き交換していきます。

また、作業着等も職員が、現在着用しているペットボトルリサイクル繊維製品等かなり普及していますが、なお一層の努力が求められます。(各部のパーセンテージ参照)

## 資料編

部名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計額
	用紙	文具・事務	文書保存	機器類	OA機器	照明	自動車	制服・作業着	寝装・寝具	納入印刷	衛生用品	その他	平均%
企画 財政部	90,194	623,347	0	0	0	997	0	0	0	54,247,212	0	616,959	55,578,709
	90,194	731,681	0	207,270	1,756,990	997	0	0	0	54,421,827	0	2,162,030	59,370,989
	100.0%	85.2%	0	0.0%	0.0%	100.0%	0	0	0	99.7%	0	28.5%	93.6%
総務部	870,858	831,720	329,805	0	2,100	204,698	62,055,000	3,390,744	0	1,048,788	380,898	3,039,385	72,153,996
	870,858	2,040,764	329,805	624,225	4,063	249,787	62,055,000	8,084,844	0	1,260,205	392,510	4,253,785	80,165,846
	100.0%	40.8%	100.0%	0.0%	51.7%	81.9%	100.0%	41.9%	0	83.2%	97.0%	71.5%	90.0%
市民部	870,363	3,356,753	24,087	110,775	0	72,316	0	0	0	10,001,511	145,740	2,019,010	16,600,555
	876,480	7,984,747	24,087	119,826	1,070,013	246,721	0	0	0	13,950,770	145,740	6,749,709	31,168,093
	99.3%	42.0%	100.0%	92.4%	0.0%	29.3%	0	0	0	71.7%	100.0%	29.9%	53.3%
環境部	586,727	601,997	42,525	2,630,177	0	46,000	6,603,500	165,770	0	7,551,873	155,190	8,530,088	26,913,847
	586,727	1,482,718	42,525	3,651,333	1,848	89,579	6,603,500	280,398	0	8,787,245	196,098	24,330,831	46,052,802
	100.0%	40.6%	100.0%	72.0%	0.0%	51.4%	100.0%	59.1%	0	85.9%	79.1%	35.1%	58.4%
福祉 保健部	1,199,749	1,271,101	0	0	0	30,912	0	0	0	7,310,429	118,020	2,439,466	12,369,677
	1,210,791	3,111,871	0	0	0	30,912	0	0	0	7,773,479	121,584	3,274,544	15,523,181
	99.1%	40.8%	0	0	0	100.0%	0	0	0	94.0%	97.1%	74.5%	79.7%
子ども 家庭部	547,749	2,729,327	0	311,640	0	71,998	0	6,379	0	3,523,769	259,056	2,968,287	10,418,205
	547,749	4,609,329	0	313,656	0	102,145	0	20,594	124,373	3,878,142	267,068	14,858,177	24,721,233
	100.0%	59.2%	0	99.4%	0	70.5%	0	31.0%	0.0%	90.9%	97.0%	20.0%	42.1%
都市 整備部	292,025	660,624	0	6,688	0	0	0	10,815	0	169,125	0	552,211	1,691,488
	292,025	1,283,419	0	28,528	0	20,664	0	142,327	0	604,280	9,870	2,344,996	4,726,109
	100.0%	51.5%	0	23.4%	0	0.0%	0	7.6%	0	28.0%	0.0%	23.5%	35.8%
開発 事業本部	95,353	51,118	0	109,410	208,950	0	0	0	0	132,132	0	0	596,963
	95,353	196,218	0	265,860	279,153	0	0	0	0	134,778	0	60,811	1,032,173
	100.0%	26.1%	0	41.2%	74.9%	0	0	0	0	98.0%	0	0.0%	57.8%
会計課	16,978	5,019	0	0	0	0	0	0	0	551,250	0	811,060	1,384,307
	16,978	65,330	0	0	0	0	0	0	0	551,250	0	859,996	1,493,554
	100.0%	7.7%	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	0	94.3%	92.7%

## 資料編

部名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計額
	用紙	文具・事務	文書保存	機器類	OA機器	照明	自動車	制服・作業着	寝装・寝具	納入印刷	衛生用品	その他	平均%
学校 教育部	546,001	925,488	0	333,165	0	0	0	512,220	0	3,864,944	3,360	11,418,033	17,603,211
	586,381	2,423,012	0	21,624,524	1,148,280	212,730	1,257,900	690,173	0	4,492,640	3,360	44,576,428	77,015,428
	93.1%	38.2%	0	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	74.2%	0	86.0%	100.0%	25.6%	22.9%
小学校	3,529,111	9,931,257	0	2,379,810	61,320	212,231	0	5,040	0	1,931,835	698,172	615,571	19,364,347
	3,538,019	17,366,234	0	3,536,991	267,151	397,318	0	209,307	0	1,981,655	1,704,688	40,165,444	69,166,807
	99.7%	57.2%	0	67.3%	23.0%	53.4%	0	2.4%	0	97.5%	41.0%	1.5%	28.0%
中学校	2,641,026	5,748,301	0	1,492,571	0	217,744	0	6,552	0	1,903,990	374,336	688,401	13,072,921
	2,641,026	10,727,994	0	1,492,571	0	229,819	0	58,606	0	1,977,195	374,336	26,629,613	44,131,160
	100.0%	53.6%	0	100.0%	0	94.7%	0	11.2%	0	96.3%	100.0%	2.6%	29.6%
生涯 学習部	457,377	977,816	0	1,017,195	0	134,745	0	0	0	4,793,775	383,040	2,553,214	10,317,162
	459,267	2,296,929	0	4,093,487	319,840	514,604	0	850	0	4,794,657	399,913	49,004,648	61,884,195
	99.6%	42.6%	0	24.8%	0.0%	26.2%	0	0.0%	0	100.0%	95.8%	5.2%	16.7%
議会 事務局	129,486	52,080	0	40,950	0	0	0	0	0	4,219,740	0	20,220	4,462,476
	129,486	152,006	0	1,552,950	0	0	0	0	0	4,219,740	0	1,753,816	7,807,998
	100.0%	34.3%	0	2.6%	0	0	0	0	0	100.0%	0	1.2%	57.2%
選挙 管理委員会 事務局	46,305	307,503	0	0	0	0	0	0	0	1,567,077	116,550	2,549	2,039,984
	46,305	311,598	0	0	0	0	0	0	0	2,169,163	116,550	774,463	3,418,079
	100.0%	98.7%	0	0	0	0	0	0	0	72.2%	100.0%	0.3%	59.7%
監査委員 事務局	0	5,548	0	0	0	0	0	0	0	49,245	0	0	54,793
	0	17,560	0	0	0	0	0	0	0	49,245	0	440,650	507,455
	0	31.6%	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	0	0.0%	10.8%
農業委員会 事務局	15,435	37,606	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53,041
	15,435	160,998	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	176,433
	100.0%	23.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30.1%
市合計	11,934,737	28,116,605	396,417	8,432,381	272,370	991,641	68,658,500	4,097,520	0	102,866,695	2,634,362	36,274,454	264,675,682
	12,003,074	54,962,408	396,417	37,511,221	4,847,338	2,095,276	69,916,400	9,487,099	124,373	111,046,271	3,731,717	222,239,941	528,361,535
	99.4%	51.2%	100.0%	22.5%	5.6%	47.3%	98.2%	43.2%	0.0%	92.6%	70.6%	16.3%	50.1%

環境行動チェックシート

市では、平成19年3月に環境にやさしい行動を心がけていただくためにチェックシートを作成しました。

						実践度チェック欄		
						第1回	第2回	第3回
日常生活での環境行動チェック						月	月	月
月に一回ずつ、3回にわたって、家の中や出かけるときなどで、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。						日	日	日
実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼								
家のなかやその周りで	1	庭やベランダなどで、緑や草花などを取り入れる						
	2	雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく						
	3	こまめに水道の蛇口をしめる						
	4	風呂の水を再使用する						
	5	洗剤は極力石けんをしようするとともに、合成洗剤は必要以上に使わないように努める						
	6	生ごみの水切りを励行する						
	7	不必要な電源のつけっぱなしはやめる						
	8	冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする						
出かけるときに	9	自動車のかわりに徒歩・自転車・公共交通を利用する						
	10	アイドリングストップに取り組む						
	11	たばこ・空き缶等のポイ捨てや歩行喫煙をやめる						
買うモノのときに	12	使い捨て製品は買い控える						
	13	物品の購入時には、マイバックを持参する						
	14	省エネ製品を選択する						
捨てるモノのときに	15	可能なものは修理して使う						
	16	分別を徹底する						
	17	コンポスト化(堆肥化)など生ごみの有効利用を図る						
する域とで活動に動	18	水辺の緑地・ピオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する						
	19	地域清掃・ボランティア活動に参加する						
	20	環境学習活動や自然観察会・環境体験イベントなどに参加する						
●やってみて気づいたこと						○の合計	○の合計	○の合計

チェックシート(事業者用)		実践度チェック欄		
		第1回	第2回	第3回
事業活動での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、事業活動の中で、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。		月	月	月
実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼		日	日	日
事業所のなかやその周りで	1 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく			
	2 敷地内の屋上緑化・壁面緑化などに務める			
	3 建築物や野外広告物は、周囲の街並みと調和させる			
	4 両面コピー、裏紙利用、封筒再利用など紙使用量の削減に工夫する			
	5 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする			
	6 昼休みにはオフィスの証明・OA機器を消す			
	7 「クールビズ」や「ウォームビズ」を取り入れる			
	8 エネルギー効率のよい機器を導入する			
	9 従業員・職員に対する環境教育を進める			
	10 環境行動の実施状況を点検する			
	11 アイドリングストップに取り組む			
	12 荷物の積み過ぎをしない			
	13 井戸水を適正に利用する			
	14 騒音・振動・悪臭などをおこさないように配慮する			
	15 化学物質などの適正な管理を行う			
	16 生ごみの水切りを励行する			
	17 分別を徹底する			
地域貢献として	18 水辺の緑地・ビオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する			
	19 地域清掃・ボランティア活動に参加する			
	20 NPOなどによる環境活動に参加する			
●やってみて気づいたこと		○の合計	○の合計	○の合計

用語	解説
アスベスト	天然に産出する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れた性質を持つため、建築材料や自動車のブレーキ、クラッチ板などに幅広く使用されている。アスベストの除去等の工事について、大気汚染防止法、環境確保条例で届出を義務づけている。
雨水浸透ます	透水性をもつように作られた雨水ますで、ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を砕石を通して地中に浸透させる施設
エコストア	簡易包装やはかり売り、マイバック奨励、省エネ、ごみ減量や分別など、環境負荷の低減を積極的に行っているお店のこと。市では、エコストアの認証制度を行っている。
オゾン層	オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。
温室効果ガス	太陽放射により温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こす原因とされている。
環境確保条例	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」。自動車公害対策、化学物質の適正管理や土壌汚染対策、温室効果ガスの排出抑制を求める地球温暖化対策計画書制度や環境配慮の建築計画書制度などが定められている。
環境行動指針	環境基本計画に沿って市、市民及び事業者が、環境保全行動をとるための指針。小金井市環境基本条例第 12 条で策定が決められている。
環境審議会	市の環境の保全等に関する重要な事項を審議するための、市長の付属機関。国の環境基本法及び小金井市環境基本条例第 26 条に基づき設置されている。市長の委嘱により公募市民、事業者、学識経験者、関係行政機関職員などから構成される。
環境保全実施計画	小金井市環境基本条例第 11 条で、策定が決められている。行政が、環境基本計画に沿って取り組む施策事業を明らかにし、その実施状況を点検・評価するために策定する計画
環境マネジメントシステム	組織（企業等）の活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取り組みを継続して改善していくための組織的な仕組みのこと。環境保全に関する方針や目

	標、計画を定め、これを実行、記録し、その実施状況を点検して方針等を見直す一連の手続を定めている。
環境ラベリング制度	環境負荷が小さく環境的に優れたことを示すラベルを製品に付けることにより、製品の環境上の利点を消費者に伝え、環境保護に配慮した製品の普及・促進させることを目的とした制度
環境リスク	人間活動によって、環境に加えられる負荷が、環境中の経路を通じて、人の健康や生態系等に悪影響を及ぼすおそれ。「どうしても避けたい環境影響」の起こる確率で表現される。
京都議定書	平成9年(1997年)12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は2008年～12年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)を約束した。平成17年(2005年)2月に発効した。
グリーン購入	必要な製品やサービスを購入するときに環境負荷ができるだけ少ないものを優先的に選ぶこと。国のグリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)では、国・地方公共団体がグリーン購入を進めることを義務付け、製品やサービスの基準を定めている。また企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」なども基準を設けている。
光化学オキシダント	大気中に窒素酸化物や炭化水素などが、日射により光化学反応を起こして生成される酸化性物質のうち、オゾン、アルデヒド等の二次的大気汚染物質群の総称。光化学スモッグの主な原因とされている。
こどもエコクラブ	環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995年発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進めたり、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。
コーディネート	さまざまな主体間の連絡・調整を行い、それらが共通の目的の実現のために協力し合い、全体として大きな力が発揮されるようにすること
小金井市環境市民会議	小金井市環境基本条例第27条に基づき、平成16年9月に設立された組織。市民、事業者、教育機関、市などが協力して環境問題を解決することを目的とし、環境活動の企画立案・実施、環境活動のコーディネート、環境情報センター機能提供、市長への提案などに取り組んでいる。小金井市在住・在勤・在学の人なら誰でも会員になれる。 環境市民会議ホームページ <a href="http://www.koganei-kankyo.org/">http://www.koganei-kankyo.org/</a>
小金井市の地下水及び湧	小金井市の貴重な財産である地下水や湧水を保全するために、小金

水を保全する条例	井市が制定した条例。保全のために地下水に関する情報収集を重視した条例は全国でも先進的。平成 17 年 7 月施行
国分寺崖線（はけ）	小金井の市域を構成する武蔵野段丘と立川段丘を分ける急崖で、多摩川が武蔵野段丘を削り取ってつくられた。崖線に沿って野川が流れ、ところどころに湧水もみられる。
親水	水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえるようになった。
生物多様性	現在、地球上には 300 万種を超える生物が生息・生育していると推測される。この膨大な種は 30 億年を超える生物の歴史を経て多様化してきたものであり、複雑な相互関係で結ばれつつ、多様な環境下で生物社会をつくりあげている。このように、生物が多く種の分化し、その類似の程度が一様でない現象を生物の多様性という。生物多様性国家戦略では、「生物が、遺伝子レベル、種レベル及び生態系レベルで変異性を保ちながら存在していること」と定義している。
地球温暖化	石油などの化石燃料の燃焼により、二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象を言う。海面の上昇や気候の変化をもたらし、人類の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。
地産地消	「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われている言葉。地産地消を進めることにより、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギー資源の抑制などの効果が期待される。
中水	上水、下水に対する言葉で、ビルや団地などにおいて、貯留した雨水や下水処理水を飲料水以外の生活用水等に循環利用する。
野川の自然再生事業	自然再生事業は過去に失われた、緑や生きものといった自然環境を地域の方々と共に再生するための事業。新しい自然を作り出すのではなく、過去に存在して損なわれてしまった自然環境を取り戻すことを目的としている。
パートナーシップ	市民、市民団体、事業者、市などの各主体が、それぞれの責務と役割に基づき、対等な立場で、相互に協力・連携して取り組みを進めること。
P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）	有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、また廃棄物に含まれて事業所から外に移動したかを、国や事業者団体等がデータを把握・集計・公表する P R T R 制度を定めた法律。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業

	者は、データを年 1 回都道府県経由で国に報告し、国が集計・報告する。
ヒートアイランド現象	都市において、冷房による人工排熱やコンクリート建物による蓄熱、地表面の人工化などにより、郊外に比べて地表温度が高くなる現象。等温線を描くと、温度の高い地域が島のように盛り上がって見えることからこのように呼ばれる。この現象が起こると最低気温が下がりにくなる。対策として、省エネ対策の推進、緑化、排熱の有効活用などが重要である。
ビオトープ	本来その地域に住むさまざまな野生の生物が生きることができる空間。森林、湖沼、干潟、里山、水田などのビオトープがある。
フードマイレージ	輸送する食料の総重量と輸送距離をかけたもので判断する指標のひとつ。数値が大きいほど大量の食料を遠距離から輸送していることとなり、環境に大きな負荷を与えることとなる。
水収支	雨水の地下への浸透量、蒸発散量、河川・下水道への雨水流出量、井戸による地下水の揚水量など、水の挙動に関する様々な要素を定量的に明らかにし、地下に入ってくる水の量（収入）と地下から出て行く水の量（支出）の関係を表したもの
水循環	地球上の水が太陽エネルギーを受けて蒸発し、雨となって再び地球に降り注ぐ。降雨は、一部地中に浸透し地下水となり、湧水として地表に流れ出す。やがてその水が集まり河川となり、海へと流れていく。このように水は循環しているが、近年、人間の生活や生産活動が水質と水量に大きな影響を与えており、また、気候変動による異常気象が干ばつや豪雨をもたらすなど、健全な水循環バランスが崩れつつある。
モニタリング	大気・水質・騒音・地盤沈下の状況や、緑被・植生・生物等の状況など生態系や生物環境を監視・調査すること
有害化学物質	人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造、輸入などを規制している。
リサイクル	廃棄物として最終処分されるはずの物を回収し、有用な製品の原料あるいは材料として再利用すること。回収物をエネルギーとすることをサーマルリサイクル、一方、物質として再利用する一般的なリサイクルをマテリアルリサイクルと呼ぶ。
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しながら、お互いに意思疎通を図ること
リユース	一つの製品から形をあまり変えることなく、できる限り長く、繰り返し

## 用語解説

	返して使用すること
緑地	狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含まれる。

小金井市環境報告書 平成20年度版

発行：平成22年2月 小金井市

編集：環境部環境政策課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL：042-387-9817（ダイヤルイン）FAX：042-383-6577

小 金 井 市 ホ ー ム ペ ー ジ

<http://www.city.koganei.lg.jp/>

古紙を配合しています。